

第 13 回

熊本県議会

# 議会運営委員会会議記録

令和4年12月13日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

## 第13回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和4年12月13日(火曜日)

午前9時30分開議

午前9時41分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 知事提出追号議案(第44号～第67号)について
- 2 本日の議事次第について
- 3 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について
- 4 その他

出席委員(11人)

委員長	山口	裕
副委員長	高木	健次
委員	前川	收
委員	藤川	隆夫
委員	城下	広作
委員	松田	三郎
委員	鎌田	聡
委員	吉永	和世
委員	小早川	宗弘
委員	坂田	孝志
委員	淵上	陽一

欠席委員(1人)

委員	池田	和貴
議長	溝口	幸治

委員外議員(1人)

副議長	高野	洋介
-----	----	----

執行部出席者

総務部長	平井	宏英
総務部総括審議員		
兼政策審議監	千田	真寿
人事課長	磯谷	重和
財政課長	臼井	洋介
審議員兼財政課課長補佐	森	亮子
審議員兼財政課課長補佐	岩野	洋士

事務局職員出席者

議会事務局長	手島	伸介
議会事務局長次長		
兼総務課長	村田	竜二
議事課長	富田	博英
政務調査課長	福田	博文
審議員兼総務課課長補佐	森田	学
審議員兼議事課課長補佐	濱田	浩史
審議員		
兼政務調査課課長補佐	大濱	順和
総務課課長補佐	濱治	優一
議事課課長補佐	岡部	康夫
議事課主幹	平江	正博

午前9時30分開議

○山口裕委員長 ただいまから第13回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、知事提出追号議案について、総務部長から説明をお願いします。

○平井総務部長 本日もよろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

本日追加提案いたします議案の概要を御説明いたします。

資料1を御覧ください。

議案第44号から第50号は、国の経済対策の決定を受け、早急に予算化が必要な事業等、また、県人事委員会勧告の実施に伴う職員の給与改定に要する経費について補正を行うものでございます。

一般会計の補正額は68億900万円で、補正後の予算額は、9,957億4,400万円となります。

第51号は、今回の人事委員会勧告に基づき給与条例の一部を改正するものでございます。

第52号から第60号議案までは、公害審査会

委員の任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

御手元に資料をお配りしておると思いますが、公害審査会委員候補者名簿でございます。——ございますでしょうか。

議案の内容は、現在、公害審査会委員は、皆さん同じく、令和5年1月9日に任期満了となりますので、その後任を任命するものでございます。

今回の提案におきましては、資料の中ほどに議案の番号を書かせてもらっております。

第52号の山下雅裕美氏、第53号の井上陽介氏、第54号の福西武夫氏は法律分野から、第55号の川口恵子氏、第56号の飯野直子氏は医学、公衆衛生等の分野から、それぞれ再任をお願いしております。

議案番号に、その下、丸をつけております4名の方につきましては、新たな任命をお願いするものでございます。

第57号は、村上委員の後任として川井敬二氏、大学院教授でございます。第58号が水足委員の後任で宮崎隆一氏、医師でございます。第59号が守永委員の後任で野口寛康氏、環境省登録の環境カウンセラーでございます。第60号の福島委員の後任で牛島智子氏は薬剤師、以上、医学、公衆衛生等の専門的見地から意見をいただきたいと考えております。

次に、第61号から第67号議案まで、土地利用審査会委員の任命でございます。

また、もう1つの資料を御覧いただければと思います。

御手元にお配りしております土地利用審査会委員候補者名簿で御説明させていただきます。

土地利用審査会委員が、皆さん同じく、令和4年12月23日に任期満了となりますので、その後任を任命するものでございます。

今回の提案におきましては、議案番号に丸印がついておりません方が再任ということで

ございまして、第61号の渡辺絵美氏が法律分野、第63号の皆川朋子氏が自然環境分野、第64号の村上希理子氏が都市計画分野、第66号の陶山えつ子氏が林業分野で、それぞれ再任をお願いしております。

議案番号に丸をつけている3名の方につきましては、新たな任命をお願いするもので、第62号の伊牟田氏の後任である塩本一丸氏は不動産鑑定士、第65号の下舞氏の後任である山下浩次氏は農業関係団体の役員として、第67号の山口氏の後任である佐藤加寿子氏は経済分野の学識者として、土地に関する専門的な見地から意見をいただきたいと考えております。

以上が今回提案を予定しております議案の概要でございます。よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、知事提出追号議案については、ただいまの説明のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、本日の議事次第について、議会事務局長から説明をお願いします。

○手島議会事務局長 事務局でございます。

それでは、本日の議事次第につきまして、次第の議題2に記載の内容により御説明申し上げます。

開議の後、一般質問がございます。

本日は、島田議員、楠本議員、山口議員の順でございます。

次に、議案等に対する質疑、これは、第1号から第43号までの議案等に対する質疑でございまして、

ざいます。

なお、質疑の通告はございません。

次に、追号の知事提出議案第44号から第51号までの上程及び知事の提案理由説明がござ

います。なお、議案第51号につきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がござ

います。次に、議案に対する質疑、これは、追号の第44号から第51号までに対する質疑でござ

います。なお、質疑の通告はございません。

次に、議案第1号から第51号までの委員会付託がございました後、請願の委員会付託が

ござ

います。次に、追号の知事提出議案第52号から第67号までの上程がござ

います。その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上でございます。

○山口裕委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会の保有する個人情報保護に関する条例についてお諮りいた

します。それでは、議会事務局次長から説明をお願いします。

○村田議会事務局次長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報保護に関する条例について御説明いたします。

この条例につきましては、前回、12月1日の議会運営委員会におきまして、制定の必要性、内容を説明させていただきましたが、罰則に関する検察庁協議の結果が来ていなかったため、罰則及び附則の部分の確定ができず、説明までに終わってしまいましたので、まず、検察庁協議の結果について御報告いたします。

資料2-1を御覧ください。

12月8日付の熊本地方検察庁からの回答文書の写しでございます。

前回の議会運営委員会で、検察庁に協議しておりました罰則の規定に「拘禁刑」を規定した部分を含む条例の案文と、それに不備があると指摘された場合の代替案としての修正案を提示させていただきましたが、今回の検察庁からの回答により、10月31日に協議いたしました当初の条例案の本則には問題がないこととともに、附則の経過措置の文言の修正と後段の追加の御助言をいただきました。その御助言を基に附則の規定の修正したものが資料2-2でございます。

附則の第2項の修正をしております。

修正前の条文の案文に使用しておりました「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)」の部分「刑法等の一部を改正する法律」に改めまして、法律番号と後段の部分に略称、同じ法律名を用いますので、略称規定を入れております。

これは、もともと刑法改正に伴います従前規定しておりました整理法の施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日と規定されておりますので、検察庁の御助言のとおり修正するものです。

また、附則第2項の後段の追加ですが、「拘禁刑」を「懲役」と読み替える附則第2項の規定を施行日前にした行為にも適用するものとして、検察庁の御助言のとおり修正すべきものと考えます。

この修正を加えました条例全体が資料2-3になります。

資料2-3の最後のところの20ページをお開きいただきたいと思えます。

附則第2項の赤字の部分が修正した箇所になります。

今資料2-2で御説明いたしました刑法等の一部を改正する法律と法律番号、略称規定、後段を追加しております。

なお、加えまして、前のページ、19ページでございますけれども、第5章の雑則の第47条になりますが、「第4章」となっていた部分を「前章」と修正させていただいております。これは、そのまま「第4章」と使っても間違いではございませんけれども、第47条が第5章中の条文であり、「前章」のほうがより適しているということでございます。

説明は以上でございます。

つきましては、資料2-3のとおり、題名を「熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」とし、57条と附則から成るこの条例を議会における個人情報の保護に関する条例としてはいかがかと考えております。

そして、この条例の内容でよろしければ、今定例会中に議員提出議案として提出していただければと考えております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ただいまの説明について御質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 それでは、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例については、議員提出議案と

して議長宛てに提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、その他に入りますが、委員の皆様から何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、閉会日の12月22日木曜日に開催いたします。

時間は、午前9時10分からでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山口裕委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますよう、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第13回議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長